

介護福祉士修学資金貸付制度 令和5年度募集要項

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会

1 目的

この制度は、介護福祉士の資格の取得を目指す学生を支援するために、無利子で修学資金の貸付けを行う制度です。

国が指定した学校又は都道府県知事が指定した介護福祉士養成施設を卒業後、資格を取得し、岩手県内で引き続き5年間（過疎地^(注1)では3年間）介護等の業務に従事することで、貸付金の返還が“**全額免除**”になります。

2 貸付対象者

介護福祉士養成施設に在学（令和5年度入学予定者を含む。）し、介護福祉士の資格の取得を目指す者であって、次の（1）及び（2）の要件を満たす者とします。ただし、次項「3 貸付内容」に掲げる「国家試験受験対策費」及び「就職準備金」の貸付対象は、これに加え、次の（3）又は（4）の要件を満たす者となります。

（1） 次の①から③までのいずれかに該当する者

- ① 岩手県に住民登録をしている方であって、介護福祉士養成施設卒業後に岩手県内において介護等の業務に従事しようとする者
- ② 岩手県内の介護福祉士養成施設の学生であって、卒業後に岩手県内において介護等の業務に従事しようとする者
- ③ 介護福祉士養成施設の学生となった年度の前年度に岩手県に住民登録をしており、かつ、介護福祉士養成施設での修学のため岩手県外に転出した方であって、卒業後に岩手県内において介護等の業務に従事しようとする者

（2） 次の①又は②に該当する者であって、家庭の経済状況等から貸付けが必要と認められる者

- ① 学業成績等が優秀と認められる者
- ② 卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

（3） 国家試験受験対策費は、卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者

（4） 就職準備金は、卒業後に岩手県内において介護等の業務に従事しようとする者であって、貸付けが必要と認められる者

3 貸付内容

- | | |
|---------------|------------------------------------|
| （1） 修学資金（月額） | 50,000 円以内 |
| （2） 入学準備金 | 200,000 円以内（初回に交付） |
| （3） 就職準備金 | 200,000 円以内（最終回に交付） |
| （4） 国家試験受験対策費 | 1 年度当たり 40,000 円以内（各年度前期に交付） |
| （5） 生活費加算 | 生活保護法による保護の基準に準ずる額 ^(注2) |

※ （2）から（4）は、（1）に加算できるものであり、それぞれ単独での申請はできません。

※ （5）は、生活保護世帯及び生活保護に準じる世帯が対象です。また、日本学生支援機構の給付型奨学金受給予定者は申請できません。

4 貸付期間

養成施設に在学する期間中、半年ごとに決定額の半年分が交付となります。

【「高等教育の修学支援新制度」との併用について】

- * 令和2年度から実施されている「高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金の支給、授業料・入学金の減免）」（以下「新制度」と、本会の貸付制度を併用する場合、新制度が優先されることから、授業料等の減免額が確定後、修学資金の交付額を決定します。そのため、通常より交付までに時間を要します。
- * 本会の貸付額は、「給付型奨学金の認定区分」及び「授業料等の減免額」の確定後に、養成施設の学則等で定める授業料、入学金から減免の上限額を差し引き、減免後もなお自己負担額が生じる場合に限り、自己負担額の範囲（注3）において、本会貸付上限額内で利用できます。
- * 「給付型奨学金」を利用する方については、「生活費加算」の申請はできません。
- * 現時点で、令和5年度給付型奨学金採用候補者及び令和5年4月～6月末までに新制度に申込予定の方は、申請は可能ですが、貸付金の交付は、授業料等の減免額が確定してからとなります。
- * 本会の貸付金交付後、新制度による授業料等の減免を受けていることが確認された場合は、交付額と授業料等の減免額との調整を行った上で、重複する貸付金については一括で返還していただきます。

5 貸付金の返還免除

- 介護福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の資格登録を行い、岩手県内において介護等の業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と業務従事開始日のいずれか遅い日から5年（過疎地の場合は3年）の間、引き続き業務に従事した場合、貸付金の返還が免除になります。
- 返還免除の対象となる「介護等の業務」とは、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務です。
- 介護福祉士養成施設を退学したときや、返還免除の要件を達成できない場合は、貸付金を返還していただきます。

6 申請方法

貸付けを希望する方は、次の書類を、高等学校を通じて提出してください。

- (1) 介護福祉士修学資金等貸付申請書（第1号様式-①）
 - * 200円の収入印紙を貼付し、連帯保証人の印で消印が必要となります。（県の収入証紙ではありません。）
- (2) 推薦書（第2号様式-③）
 - * 在学する高等学校等の長からの推薦が必要です。
- (3) 養成施設等の合格通知の写し
 - * 既に合格が判明していて、申請時に合格通知を提出できない場合は、受験票の写し又はこれに代わる書類のいずれかを提出した上で、合格通知が発行され次第提出すること。
- (4) 介護福祉士修学資金等貸付における個人情報の取扱いに係る同意書（第16号様式）
- (5) 申請者の住民票の写し（戸籍抄本等は不可）
- (6) 連帯保証人の住民票の写し（戸籍抄本等は不可）

- (7) 連帯保証人の所得課税証明書（市民税・県民税特別徴収税額に係る書類や源泉徴収票の写しは不可）
- * 所得金額が記載されている課税証明書
- (8) 令和5年度大学等奨学生採用候補者決定通知の写し
- * 日本学生支援機構（JASSO）の第一種奨学金、第二種奨学金、給付型奨学金のいずれかの奨学金採用候補者として、すでに決定している方のみ
- (9) 日本政金融公庫の教育ローン等、当制度以外の借入れ又は奨学金等がある場合は、借入の状況が分かる書類の写し

【連帯保証人の申請について】

- * 申請者が、貸付申請時点で未成年（18歳未満）の場合は、法定代理人（親権者等）が連帯保証人となります。
- * 法定代理人が2名いる場合は、いずれか市町村民税の課税額の多い方を連帯保証人としてください。
- * 申請者が成人（18歳以上）の場合は、次の3つの基準をすべて満たす方が連帯保証人となります。（申請者の父又は母であって、次の基準を満たす場合も連帯保証人として申請可能です。）
 - ① 成人の方で独立の生計を営む方
 - ② 貸付申請時点の年齢が65歳未満の方
 - ③ 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税が課税されている方
- * 必要に応じて、申請書類のほかに、書類の提出を求めることがあります。
- * 連帯保証人は、貸付けを受けた方が貸付金の返還を行わない場合、全ての返還義務を負担していただきます。

【生活費加算を希望する場合】

- 6 申請方法の(1)～(9)のほか、次の書類を提出してください。
- ① 生活保護世帯の場合（ア及びイ）
 - ア 居住地の福祉事務所長意見書
 - イ 生活保護受給証明書
 - ② 生活保護世帯に準ずる世帯の場合（ウ～カのいずれか）
 - ウ 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税証明書
 - エ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免証明書
 - オ 国民年金法第89条又は第90条に基づく国民年金保険料の免除決定通知書
 - カ 国民健康保険法第77条に基づく国民健康保険料の減額免除徴収猶予決定通知書

7 申請期限

令和4年12月9日（金） ※ 期限厳守

※ 高校から当会への提出期限です。高校への提出期限は、各校担当者にご確認ください。

8 留意事項

- (1) 生活福祉資金貸付制度の教育支援資金、母子父子寡婦福祉資金、職業訓練による介護福祉士訓練給付金等、国庫補助で実施されているその他貸付事業等との併用はできません。
 - (2) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度との併用はできません。
 - (3) 日本学生支援機構（JASSO）が実施する奨学金（第一種奨学金又は第二種奨学金）との併用はできます。
- ※ ただし、「給付型奨学金」を利用する方は、当会の「生活費加算」の申請はできません。

- (4) 日本政策金融公庫の教育ローンとの併用はできません。
- (5) 申請期限までに、介護福祉士養成施設の受験結果を確認できない方(未受験者を含む)は、申請の対象外です。令和5年4月以降(入学後)、養成施設にお問合せください。

9 照会先

〒020-0831 盛岡市三本柳8地割1番3 ふれあいランド岩手内
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 福祉経営支援部 貸付担当
TEL 019-601-7022 (受付時間 平日9時~17時)

- 募集要項・貸付要領・各様式は、岩手県社会福祉協議会ホームページに掲載しています。
<http://www.iwate-shakyo.or.jp/kenmin/shugaku.html>
⇒「岩手県民の皆様へ」→「各種貸付制度」内「介護福祉士等修学資金のご案内」

(注1) 過疎地域（枠の中の25市町で従事した場合、3年間で返還免除になります。）

陸前高田市、宮古市、大船渡市、遠野市、釜石市、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、軽米町、洋野町、一戸町、田野畑村、普代村、野田村、九戸村、一関市、二戸市、花巻市（うち旧大迫町、旧東和町）、久慈市（うち旧山形村）、奥州市（うち旧衣川村）
--

(注2) 生活保護法による保護の基準に準ずる額

(単位：円)

年 齢	級地区分					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
19歳以下	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20~40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41~59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590

級地区分の適用地域については、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に準ずる。

* 岩手県内の級地区分については、以下のとおりとなります。

2級地-1 盛岡市

3級地-1 宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、滝沢市

3級地-2 上記以外の市町村

(注3) 高等教育の修学支援新制度との併用【例/2年制・区分Ⅰの場合】

就学に係る費用（2年分）		授業料等の減免額（2年分）※3	
入学金 (初年度のみ)	120,000…A	入学金 (初年度のみ)	120,000…A'
授業料	1,200,000…B	授業料	1,180,000…B'
その他経費 (実習費等)	760,000…ア	その他経費 (実習費等)	0
計 2,080,000		計 1,300,000	

* その他経費は減免対象ではありません。

貸付決定額 (2年分の貸付上限額(生活費加算除く))		調整後交付上限額(2年分)	
入学準備金 (初年度のみ)	200,000…C	入学準備金(C-A')	80,000
修学資金 (月額50,000×24か月)	1,200,000…D	修学資金(B-B'+ア)	780,000…D'
国家試験受験対策費	40,000×2	国家試験受験対策費 ※1	40,000×2
就職準備金	200,000	就職準備金 ※2	200,000
計 1,680,000		計 1,140,000	

※1 「国家試験受験対策費」の貸付上限額は40,000円/年度です（併用可のため満額支給）。

※2 「就職準備金」(200,000円)は、卒業年度に交付します（併用可のため満額支給）。

※3 適格認定の判定（修業年限が2年以下の養成校は半期ごと）により、区分（減免額）が変更になった場合、本会の貸付上限額はその都度調整の上、交付となります。